

# 公益社団法人本宮市シルバー人材センター会員就業規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立趣旨を踏まえ、会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

### (相互共助)

第2条 センターは、定款の目的達成のために、相互扶助・共働の理念の下、会員の自発的に働く意欲と希望を踏まえ、その能力の発揮できる就業の機会を提供する。

2 会員は、相互に経験・能力・人格を尊重し、相互協力のもと会員自身の創意性を発揮し、働く機会のもと自身の能力を社会に還元し、その健康と福祉を増進するとともに、センターの理念達成へ寄与するものとする。

### (処遇平等の原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的地位、門地、性別、思想、宗教、国籍等の理由で、その就労等に差別扱いをしない。

## 第2章 就 業

### (業務の受注)

第4条 会員から付託を受けた業務の受注は、センターが一括しておこなう。

2 会員は、発注者と受注又は作業条件等について、直接の交渉当事者とはならない。

### (業務の配分)

第5条 センターは受注業務について、就業希望会員にあらかじめ仕事の内容・就業時間・就業期間・配分金等を示し、就業会員と合意の上、業務を配分する。

### (配分金)

第6条 会員の就業に伴う配分金については、別に定めるところによる。

### (就業時間)

第7条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して1日7時間を上回らないものとする。ただし、センターは、業務の性質・就業場所・季節等の事情により、その始業時間・就業時間・休日等の基準について、労働基準法を遵守し別に定めることができる。

(業務記録)

第8条 会員は作業日報を携行し、契約事項に基づく業務に従事の上、作業状況を日報に記録し、発注者の確認を得、就業の終了又は作業日報提出期日までにセンターに提出しなければならない。

(就業上の注意事項)

第9条 会員は、就業にあたり次の各号を厳守する。

- (1) 就業中は、班長・グループリーダー(以下「班長等」という。)の指示に従い、協力し合って業務を誠実に履行する
- (2) やむを得ない事情により約束の業務に就業できない場合は、事前にセンター又は班長等へ届け出ること

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業で業務に従事する場合は、本章に規定するほか次の各号に留意する。

- (1) 就業会員は、共同作業会員の中から班長等を互選する。班長等は、就業手順・安全衛生・健康状態・休息时间・会員相互の連携及び発注者との打ち合わせ等につき、センターに協力する
- (2) 就業会員は、業務の遂行について相互に助け合い協力する
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもと就業できるように、共同責任分担の精神を持って努力する
- (4) 就業会員が、就業中傷害を負う又は身体や健康状態に異常きたす、若しくは第16条及び第17条に相当する事故等が発生するなどの不測の事態が生じたときは、共同作業中の会員は直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡する

(就業の終了)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、その就業を終了する。

- (1) 就業の定められた期間が満了したとき
- (2) 会員本人から、就業辞退の申出があったとき
- (3) 天災事変、その他やむを得ない自由により就業の継続が不可能となったとき
- (4) 就業が、会員及びその家族の健康と福祉に反すると認められたとき
- (5) 就業にあたり、その就業する会員にセンターの目的と名誉に反する行為が見うけられたとき

2 センターは、前第2号から第5号に該当する場合は、会員に就業の終了を予告する。ただし、第3号の場合でセンター等との連絡が取れない場合は、この

限りでない。

### 第3章 個人情報等の保護

(会員の義務)

第12条 センターの会員又は会員であった者は、業務上知り得た個人情報又は企業情報及び企業の不利益になる情報を、みだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

### 第4章 安全・衛生

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第13条 センターは、安全就業委員会を設置し、受注業務遂行に関する会員の健康と能力に応じた就業提供と、就業する会員の安全衛生及び災害防止等に努める。

(健康診断)

第14条 会員は、自らの健康と福祉増進のため、毎年1回以上の健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の結果に応じ、センターは会員に対し就業を休止するか、就業時間又は職種の変更をさせることができる。

### 第5章 福利厚生

(福利厚生)

第15条 センターは、会員の健康と福祉及び生活感充足のために、福利厚生事業を行う。

### 第6章 傷害保険

(傷害保険)

第16条 会員は、「団体傷害保険」に加入する。

2 就業中又は就業を目的とした移動途中における傷害は、保険約款の定めるところにより補償されるものとする。

3 就業中又は就業を目的とした移動途中において傷害等が発生したときは、会員本人若しくは共同作業会員は直ちにセンターへ報告し、指示に従うものとする。

## 第7章 損害保険

### (損害保険)

- 第17条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体又は財産に損害を与えたときは、「総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る当該会員の負担額は2分の1とする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による又は会員が所有する自動車等の使用若しくは管理に起因する賠償責任が発生し、「総合賠償責任保険」で担保できない賠償は当該会員が負うものとする。

## 第8章 雑則

### (規則の改廃)

- 第18条 この規則の改廃は、理事会において決定し総会に報告する。

### (委任)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、会員の就業に関し必要な事項は理事長が理事会に諮り、別に定める。

### 附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。